

No	分類	分類	質問	回答	更新日
1	事業全体	全般	こどもみらい住宅支援事業とはなんですか どうやって申請するのですか	本事業は要件を満たす新築またはリフォームについて、現金で補助を行うものです。 補助金は、住宅事業者が申請手続きを行い、住宅事業者へ振込を行います。  住宅取得者や工事発注者は、本事業の利用や、交付申請手続きの委任、還元方法について、「共同事業実施規約」を作成し、要件を満たすことや必要な書類の収集等に協力する必要があります。	2022/01/11
2	事業全体	全般	還元方法を「現金で支払う方法」にした場合、方法に指定はありますか	還元方法「現金で支払う方法」は、銀行振込を利用することをお勧めします。 振込手数料の負担は双方で協議してください。 事業者の独自ポイントは現金にあたらないため、還元方法として指定できません。	2022/01/11
3	事業全体	全般	補助金を、発注者（購入者）が受取るのはいつですか	還元方法「最終支払に充当する方法」を選択した場合、補助金は工事費や購入費の一部として充当されることとなります。 「現金で支払う方法」を選択した場合、原則として工事が完了し引渡を受けた後に事業者から受け取るようになります	2022/01/27
4	事業全体	補助事業者	補助事業者はどのように探せばいいですか	事業者登録が完了し公開を希望する、こどもみらい住宅事業者は、事務局ホームページから検索できます。 契約時等に、本事業を利用予定であることを事業者と確認してください。 (登録が完了した、こどもみらい住宅事業者から、随時公表するものです。)	2022/01/11
5	事業全体	補助事業者	契約した事業者は、必ず本事業の手続きを行ってくれますか	本事業の実施について事業者への周知を行っておりますが、本事業への参加登録や、申請手続きを行うことは、住宅事業者の義務ではありません。  本事業へ登録し、公表を希望するこどもみらい住宅事業者については事務局ホームページで順次公表しています。 本事業の活用については住宅事業者とよくご相談ください。	2022/01/11
6	事業全体	予算	予定よりも早く事業が終了することはありますか、どのように周知されますか	予算に達した時点で事業者登録や予約、交付申請の受付を締め切る予定です。予算の執行状況については事務局ホームページ等でご案内する予定です。	2022/01/11
7	事業全体	全般	他の補助金との併用は可能ですか	原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度との併用はできません。 なお、地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを除き、併用可能です。 代表的な補助制度との併用可否については、各申請タイプ別のよくあるご質問をご確認ください。  ① 新築住宅について 住宅の本体工事の全部又は一部、住宅の取得を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。  ② リフォームについて 住宅（外構含む）のリフォーム工事を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。ただし、本事業で対象とするリフォーム工事の請負工事契約と、他の補助制度で対象とするリフォーム工事の請負工事契約が別である場合については、併用することができます。 (請負工事が別であることに加え、工期が別であることを併用可の要件とする補助制度もあります)	2022/01/11
8	事業全体	交付申請完了報告	交付申請に費用はかかりますか	申請に必要な証明書類の準備に費用がかかることがあります。	2022/01/11

消費者向け

最終更新日 2022/10/3

No	分類	分類	質問	回答	更新日
9	事業全体	交付申請完了報告	交付申請の手続きについて、住宅事業者が消費者へ手数料を請求してもよいか	請求する場合、金額や内訳等について両者で合意し、トラブルにならないように留意してください。	2022/01/27
10	事業全体	交付申請完了報告	交付申請の後、要件を満たさない事が判明した場合、どうなりますか	交付決定の取り消しになります。 補助金の交付が既に行われている場合、補助金の返還が必要です。 なお、返還にあたっては所定の加算金が付される場合があります。 契約する住宅事業者を通じて、速やかに事務局にご報告ください。	2022/01/11
11	事業全体	契約	いつ契約したものが対象ですか	2021年11月26日以降に締結した場合に対象になりえます。 契約とは、注文住宅の新築またはリフォームは「工事請負契約」、 新築分譲住宅の購入は「不動産売買契約」の原契約を言います。 なお、契約の締結以降、および事業者がこどもみらい住宅事業者に登録申請する日以降に着工する住宅や工事が対象ですので、ご注意ください。	2022/01/11
12	事業全体	契約	契約書を作成しなかった場合も対象になりますか (見積書と請求書のみで工事を行った)	原則対象外です。 請負契約や売買契約の締結を、書面で確認できない場合は対象になりません。請負契約を「注文書・注文請書」で締結した場合、契約日は注文請書の請負日で確認します。	2022/01/11
13	事業全体	契約	電子契約で締結した場合も対象になりますか	工事請負契約や不動産売買契約を電子契約で締結した場合も、対象になります。 ただし、契約日や契約者等、要件を確認する項目は、契約書面上に明記されている必要があります。 (タイムスタンプ等の日付では申請できません)  ※契約日を明記せずに締結した電子契約について <a href="https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/assets/docs/hosoku_denshikeiyaku.pdf">https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/assets/docs/hosoku_denshikeiyaku.pdf</a>	2022/01/11 2022/10/03
14	事業全体	契約	原契約が2021年11月25日以前です。 変更契約の締結日が2021年11月26日以降である場合、対象になりますか	対象外です。 工事請負契約日や不動産売買契約日は、変更契約の時期によらず、原契約の締結日が2021年11月26日以降である場合のみ対象になります。	2022/01/11
15	事業全体	契約	2021年11月25日以前に契約したものが対象とならないのはなぜですか	本事業は、2021年11月26日に成立した予算案が閣議決定された令和3年度補正予算を活用して行う事業です。経済対策として、本事業を契機に省エネ住宅の取得や省エネリフォームの実施をしていただくことを目的としているため、2021年11月25日以前に契約がなされたものに遡って適用することはできません。	2022/01/11
16	リフォーム	対象工事	(1) 開口部の断熱改修 (2) 外壁、屋根・天井又は床の断熱改修 (3) エコ住宅設備の設置  のいずれかが必須なのはなぜですか	本事業は、2050年カーボンニュートラル実現の観点から良質な住宅ストックの形成も目的としているため、断熱性能向上やエコ住宅設備設置等の省エネ改修を必須としています。	2022/01/11
17	世帯要件	若者夫婦	契約時点では結婚していたが、交付申請時点で離婚している。対象になりますか	対象になりません。	2022/01/11
18	世帯要件	若者夫婦	契約時点で夫婦である必要はありますか。	交付申請時点で、要件を満たし、同居する夫婦であることが確認できる場合は対象になります。	2022/01/27
19	世帯要件	若者夫婦	夫婦別々の住宅に居住していますが、若者夫婦世帯の対象になりますか	原則として、交付申請時点で同居が確認できない場合は対象になりません。 ただし、単身赴任等、発注者（購入者）の責によらない理由で別居を余儀なくされている場合、個別に事務局にご相談ください。	2022/01/27
20	世帯要件	子育て	子育て世帯の、親（同居する発注者）の年齢に要件はありますか	子育て世帯の、親（同居する発注者）の年齢は問いません。	2022/01/11
21	世帯要件	子育て	18歳未満の子と同居するひとり親は、子育て世帯の対象になりますか (親が申請時点で結婚してないがよい)	対象となります。	2022/01/27

消費者向け

最終更新日 2022/10/3

No	分類	分類	質問	回答	更新日
22	世帯要件	子育て	18歳未満の子が祖父母と暮らしている場合や、親戚の子供を預かっている場合、養子の場合も子育て世帯の対象になりますか	対象となります。	2022/01/27
23	世帯要件	子育て	18歳未満の子が別居していても子育て世帯の対象になりますか	交付申請時点で、発注者（購入者）が18歳未満の子と同居していることが必要です。同居を住民票で確認します。ただし、単身赴任等、発注者（購入者）の責によらない理由で別居を余儀なくされている場合、個別に事務局にご相談ください。	2022/01/27
24	世帯要件	子育て	交付申請時点で妊娠中の場合は、子育て世帯で申請できますか (完了報告までに、子供が産まれた場合は対象になりますか)	申し訳ありませんが、交付申請時点で子を有していない世帯は子育て世帯の定義には該当しません。なお、若者夫婦世帯に該当する場合は対象となります。	2022/01/27
25	事業全体	再申請	【新築】 交付決定された申請を、一度取り下げて、再申請を行うことはできますか (申請する補助額を変更したい)	できません。	2022/01/11
26	事業全体	再申請	【リフォーム】 交付決定された申請を、一度取り下げて、再申請を行うことはできますか (申請する補助額を変更したい)	できません。	2022/01/11
27	事業全体	確定申告	交付された補助金は課税対象になりますか	共同事業者が個人の場合、補助金は一時所得に該当するため、一定額以上は申告が必要です。 ただし、本補助金は、所得税法第42条第1項(国庫補助金等の総収入金額不算入)に規定する「国庫補助金等」に該当しますので、所定の手続きにより所得の参入から除外できる場合があります。  また、住宅ローン減税等を併用する場合、住宅の取得価格等から控除する必要があります。 詳しくは、税務署等にご確認ください。	2022/01/11